

職員からの苦情相談制度に関するQ & A

愛知県人事委員会事務局

〔目次〕

- Q1 人事委員会の実施する「職員からの苦情相談制度」とは、どのようなものですか。
- Q2 職員であれば誰でも相談できるのですか。
- Q3 人事委員会ではどのような相談に応じてもらえるのですか。
- Q4 相談するには、どうしたらよいのですか。人事委員会に赴く必要がありますか。
- Q5 匿名でも相談できますか。
- Q6 代理人あるいは親族や友人からでも相談できますか。
- Q7 人事委員会に苦情相談をする場合は、職務専念義務の免除の対象となりますか。
- Q8 相談した場合、どのような対応をしてもらえるのですか。
- Q9 相談したことについて、秘密は守られるのですか。
- Q10 相談したことによって、職場で不利益な取扱いを受けるようなことはありませんか。
- Q11 相談の窓口はどこになりますか。

Q1 人事委員会の実施する「職員からの苦情相談制度」とは、どのようなものですか。

A 愛知県人事委員会では、職員が悩みを解消することにより安んじて仕事に専念し、もって公務能率の維持・向上が図られるよう、苦情相談に応じています。
なお、県民の方からの相談に応じる制度ではありません。

Q2 職員であれば誰でも相談できるのですか。

A 愛知県人事委員会の苦情相談制度を利用できる職員は、次のいずれかに該当する方です。ただし、企業職員、単純労務職員及び特別職の職員を除きます。

- ① 愛知県の職員（一般行政職員、県立学校教職員、警察職員）
- ② 愛知県に公平委員会の事務を委託している町村、一部事務組合及び広域連合の職員（一般行政職員、教職員、消防職員）

（注1）条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員）及び任期付職員も対象となります。

（注2）企業職員、単純労務職員及び特別職の職員は人事委員会の苦情相談制度の対象外ですが、企業職員の場合は各企業内部の相談窓口において、単純労務職員の場合は愛知労働局や各労働基準監督署などで対応が可能な場合もあります。

（注3）市については公平委員会の事務を受託しておりませんので、市職員及び市立学校の教員の場合は、それぞれの市の公平委員会に御相談ください。

Q3 人事委員会ではどのような相談に応じてもらえるのですか。

A 人事委員会では、超過勤務が多い、年次休暇を認めてくれないといった勤務条件等に関する悩み事や、パワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを受けているといった勤務環境に関する悩み事を含め、勤務条件その他の人事管理に関する事項（給与、旅費、勤務時間、休暇、執務環境、厚生福利、服務、任用（昇任、転任、再任用等）、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ等）の相談に応じています。

（注1）個々の職員の任用（昇任、転任、再任用等）など人事に関する事項も苦情相談の対象になります。ただし、任命権者の専権事項のため、苦情相談として取り得る対応には限りがありますので、御承知おきください。（⇒Q8の注1参照）

（注2）他の職員の勤務条件に関するもの、職場における不正行為等を告発するもの、損害賠償を求めるもの等は、人事委員会の苦情相談の対象ではありません。

Q4 相談するには、どうしたらよいのですか。人事委員会に赴く必要がありますか。

A 電子メール、電話、面談又は手紙のいずれでも相談できます。（⇒相談の窓口は、Q11参照）

Q5 匿名でも相談できますか。

A 匿名での相談にも対応しております。ただし、匿名による相談の場合は、苦情の内容について一般的な助言等を行うか、あるいは、苦情の趣旨を任命権者に伝達する等の対応にとどまらざるを得ませんので、御承知おきください。

Q6 代理人あるいは親族や友人からでも相談できますか。

A 職員本人からの相談を原則としております。代理人（職員団体等を含む。）、親族、友人を通じて相談が寄せられた場合には、職員本人から相談するよう案内させていただきます。

Q7 人事委員会に苦情相談をする場合は、職務専念義務の免除の対象となりますか。

A 愛知県の職員が人事委員会に苦情相談をする場合は、職務専念義務の免除（職免）の

対象にはならないとされています。

愛知県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員については、当該団体の服務に関する定めに従ってください。

Q8 相談した場合、どのような対応をしてもらえるのですか。

A 相談者が抱えている悩み事等について、人事委員会事務局職員が制度の説明や助言を行います。また、相談の内容によっては、相談者の了解のもとに、任命権者への伝達や調査の依頼等を行うことにより、適切な解決が図られるように努めます。

(注1) 個々の職員の任用（昇任、転任、再任用等）など人事に関する事項については、任命権者の専権事項であるため、苦情の内容を相談者からの要望として任命権者に伝達する対応に限られます。

(注2) 人間関係に関する相談（いじめ・嫌がらせ）では、関係当事者が十分な話し合いを行う方が有意義であると考えられますので、職場での話し合いなどを勧める場合があります。

(注3) 職場内で問題が解決できるような場合など、相談者自身において上司や人事担当に相談することを助言することもあります。

(注4) 他の相談窓口もあることを紹介することがあります（セクシュアル・ハラスメントの相談、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの相談、パワー・ハラスメントの相談、メンタルヘルスの相談等）。

(注5) 解決の見込みがないと認められるときや、処理を継続することが適当でないと認められるときは、処理を打ち切ることもあります。

(注6) 苦情相談の流れについては、別添「苦情相談のフロー図」参照。

Q9 相談したことについて、秘密は守られるのですか。

A 苦情相談の内容や相談者の氏名等については、秘密を厳守します。任命権者に相談内容の伝達等をする場合であっても、相談者の了解を得た上で行いますので、安心して相談してください。

Q10 相談したことによって、職場で不利益な取扱いを受けるようなことはありませんか。

A 苦情相談制度においては、苦情相談を行った職員や苦情相談に関する調査に協力等した職員が、そのことに起因して職場等において不利益を受けることがないよう配慮しなければならないことを任命権者に義務付けています。

Q11 相談の窓口はどこになりますか。

A 人事委員会事務局審査課公平グループに相談してください。電子メール、電話、面談又は手紙のいずれの方法でも相談できます（できるだけ、電子メールで相談してください）。

なお、面談を希望される場合は、面談日時の調整のため、事前に電話、電子メール等で御連絡願います。

相 談 先 愛知県人事委員会事務局 審査課 公平グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（県庁西庁舎5階）

電 話 052-954-6823（ダイヤルイン）又は県庁内線 3554・3558

電子メール jinji-kujou▲pref.aichi.lg.jp（苦情相談専用）
（メールを送信する際は▲を@に置換して送信してください）

※できるだけ、電子メールでの相談をお願いします。

受 付（電話又は面談による場合）

毎週月曜日から金曜日まで（県の休日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

苦情相談のフロー図

※③以降の流れの有無は相談の内容によって変わります。(Q8参照)

